

川口市私道共同排水設備整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する本市の処理区域内及び川口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めた区域内の私道に、共同排水設備を布設するための工事又は布設替えるための工事（以下「工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することによって、生活環境の向上に寄与するとともに水洗便所の普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路をいう。
- (2) 共同排水設備 下水道法第10条第1項に規定する排水設備で、複数の建築物からの下水を公共下水道に排除するためのもの及びそれに付随する取付管等をいう。
- (3) 工事施行者 私道に接する土地若しくは建築物の所有者で、当該私道に工事を行うものをいう。

(補助対象事業)

第3条 管理者は、次の各号に掲げる条件を備えている場合には、工事施行者に対し、補助金を交付する。

- (1) 当該私道の道路幅員が1.8メートル以上あり、かつ、支障なく工事ができるものであること。
- (2) 当該私道の一端が公道に接していること。
- (3) 当該私道の共同排水設備に汚水を排除する建築物が現に2戸以上あること。
- (4) 当該工事完了後、速やかにくみ取便所が水洗便所に改造され、又は既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続されるものであること。
- (5) 当該工事の施工について、工事の施工箇所に係る私道の所有者全員の承諾を

得ていること。

(6) 当該工事費の負担割合について、工事施行者全員が承諾していること。

(7) 共同排水設備を布設替えするための工事については、当該共同排水設備に布設後20年を経過した管が含まれていること（布設の時期が不明である場合にあっては、現に接続されている公共下水道管が布設されてから21年を経過したものであること。）。

(8) 工事施行者が市税を滞納していないこと。

(9) 工事施行者が上下水道料金を完納していること。

2 前項の条件にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、補助金を交付することができる。

3 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、別図に掲げるとおりとし、施工の際に生じるガス管、水道管等の移設及び切り回しの工事は除くものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、工事施行者が補助対象工事に要した工事費（以下「補助対象工事費」という。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、管理者が別に定める工事費の額（以下「標準工事費」という。）と補助対象工事費を比較して、いずれか低い額に10分の8を乗じて得た額に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（工事施行者代表者の選出等）

第6条 補助金の交付を受けようとする工事施行者は、次に掲げる事項を委任する工事施行者代表者（以下「代表者」という。）を選出するものとする。

(1) 補助対象工事に関する関係機関との連絡調整等

(2) 補助金の交付に関する手続き

（補助対象工事に係る事前審査）

第7条 補助金の交付を受けようとする代表者は、補助対象工事費が500万円以上と見込まれる場合、補助金の交付の申請の前に様式第1-1号の申出書を管理

者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の申出書が提出されたときは、その内容を審査し、その結果を様式第1-2号の通知書により代表者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に着手する前に、様式第2-1号の申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 私道共同排水設備整備補助金工事設計書(様式第2-2号)

(2) 案内図(様式第2-3号)

(3) 公図の写し及び区画図(様式第2-4号)

(4) 平面図(様式第2-5号)

(5) 縦断面図(様式第2-6号)

(6) 私道共同排水設備整備補助金工事承諾書・委任状・誓約書(様式第2-7号)

(7) 印鑑登録証明書

(8) 補助対象工事部分の登記事項証明書(全部事項証明書)

(9) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の交付の可否の決定)

第9条 管理者は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、様式第3-1号の通知書により代表者に通知するものとする。なお、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

3 管理者は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、様式第3-2号の通知書により理由を付して代表者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 代表者は、前条第2項の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、管理者

が指定する期日までに文書をもって当該申請を取り下げることができる。

(工事の施行)

第11条 代表者は、工事にあたっては、川口市下水道条例（昭和47年条例第27号）第6条第1項に規定する川口市指定排水設備工事店（以下「工事店」という。）に施工させなければならない。なお、工事請負金額が500万円以上の工事を行う工事店は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する土木工事業又は管工事業の許可を受けていなければならない。

2 代表者は、補助金の交付の決定の日から管理者が指定する期日までに補助対象工事を完了しなければならない。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

3 管理者は、必要と認める場合には、当該補助対象工事の施工状況を確認しなければならない。

(工事変更等の申請)

第12条 代表者が補助金の交付の決定を受けた後に、補助対象工事の計画を変更しようとするとき、又は補助対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、様式第4-1号の申請書を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で管理者が認めたものについては、この限りでない。

2 管理者は、前項の規定により変更等を承認したときは、様式第4-2号の通知書により代表者に通知するものとする。

(完了の届出)

第13条 代表者は、補助対象工事が完了したときは、当該工事が完了した日から5日以内に、様式第5-1号の完了届に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 私道共同排水設備整備補助金工事精算書（様式第5-2号）

(2) 工事請負契約書又は請書の写し

(3) 土木工事業又は管工事業の許可証の写し（工事請負金額が500万円以上の工事の場合）

(4) しゅん工図（平面図・縦断面図）

(5) 工事写真

(完了の検査)

第14条 管理者は、前条の完了届が提出されたときは、速やかに工事完了検査を行うものとする。

(是正措置)

第15条 管理者は、前条の工事完了検査の結果、補助対象工事の内容が適正でないと認めるときは、代表者に対し、当該工事の手直しを命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定により代表者が必要な改善を行った場合について準用する。

(補助金の確定)

第16条 管理者は、第14条の工事完了検査の結果、補助対象工事の内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号の通知書により代表者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第17条 代表者は、前条の通知書を受領したときは、管理者が指定する期日までに、様式第7-1号の請求書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第7-2号)

(2) 領収書の写し

(3) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の請求書が提出されたときは、その内容を審査し、代表者に補助金を交付するものとする。

3 領収書の写しを請求書に添付することが困難な場合においては、様式第7-3号の誓約書を添付することにより、請求することができる。この場合においては、補助金の交付後、直ちに領収書の写しを提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し等)

第18条 管理者は、工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第8号の通知書により、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 管理者が付した条件又は管理者の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第19条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、代表者に対し、様式第9号の請求書により返還を求めるものとする。

(共同排水設備の維持管理)

第20条 工事施行者は、補助金の交付により整備された共同排水設備について、当該共同排水設備の機能を損なわないよう適正に維持管理を行わなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年4月1日以降の申請で、昭和57年3月31日までに私道共同排水設備の布設を完了した者については、この要綱の規定に基づいて布設したものとみなす。

附 則 (昭和57年6月30日決裁)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月29日決裁)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月13日決裁)

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年4月16日決裁)

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月18日決裁)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月18日決裁)

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(川口市私道共同排水設備布設補助金交付要綱の廃止)

2 川口市私道共同排水設備布設補助金交付要綱（昭和57年3月29日決裁）

は、廃止する。

附 則（平成7年2月16日決裁）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月22日決裁）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月9日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月14日決裁）

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成24年4月23日決裁）

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日決裁）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2（経過措置）

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、この要綱による改正後の川口市私道共同排水設備整備補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を受けようとする者は、この要綱による改正前の川口市私道共同排水設備整備補助金交付要綱様式を使用することができる。

3 平成31年3月31日までに旧川口市私道共同排水設備整備補助金交付要綱に基づいて川口市長と協議したものは、管理者と協議したものとみなす。

（施行期日）

附 則（令和2年3月27日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日決裁）

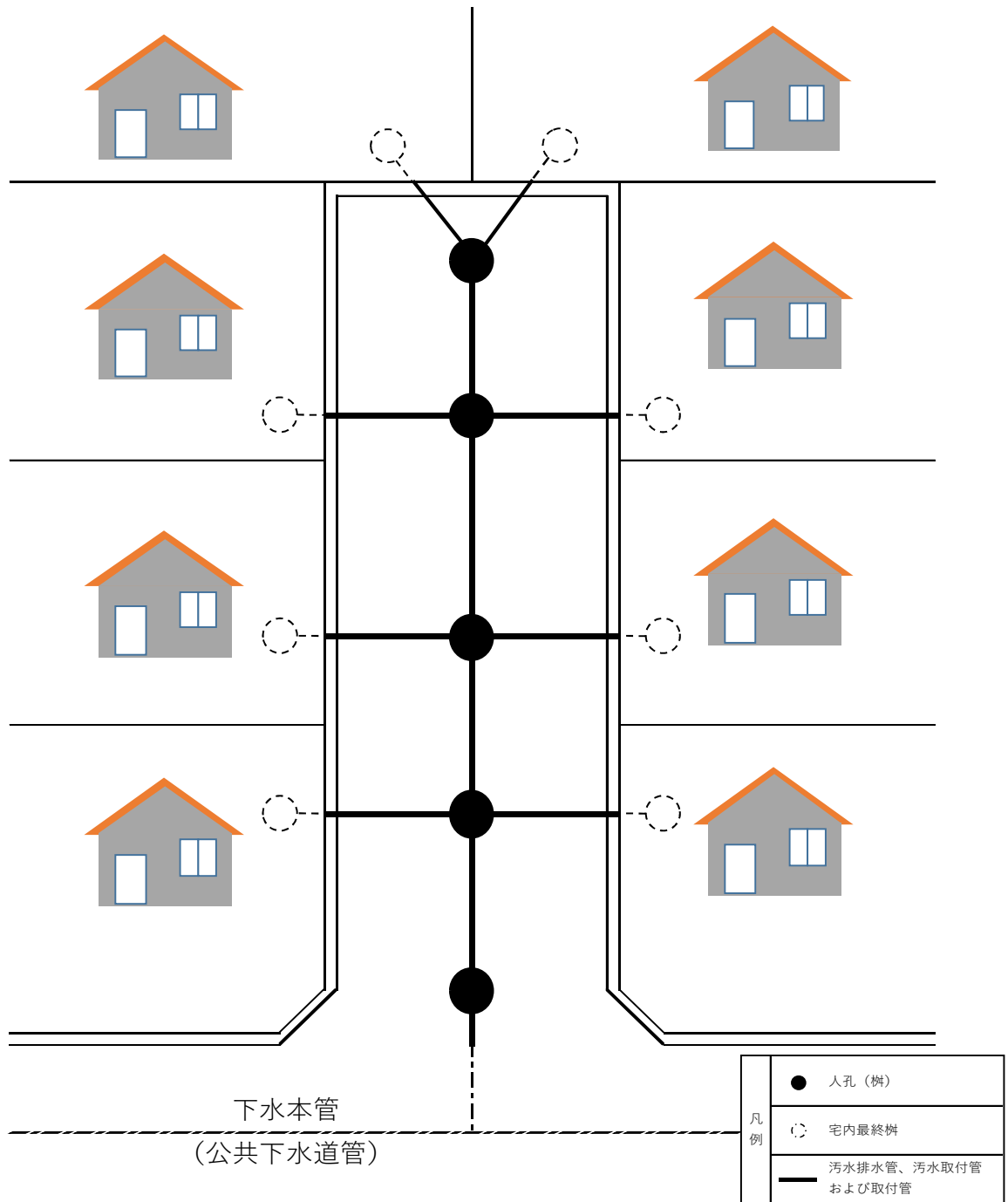
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月6日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別図（第3条関係）

◎ 補助対象標準図（太線及び●部分を補助対象とする）



上図に示した部分以外で補助対象となる工事

- ・ 仮設工（土留工・水替工・試掘工）
- ・ 舗装工
※舗装は復旧組成図のとおり。（特殊な舗装の場合は、アスファルト舗装を基準とする。）
- ・ 保安工（交通誘導員）
- ・ 雨水取付管及び雨水樹（合流区域のみ。ただし、他の補助制度の対象部分は除く）

※補助対象工事の詳細については、別紙『私道共同排水設備整備工事設計基準』を参照すること。